令和４年３月22日(火)
号外

税理士界

日本税理士会連合会
昭和28年２月27日第三種郵便物認可
発行人　神津　信一　編集人　前川　武政
〒141-0032 東京都品川区大崎１―11―８日本税理士会館８階
TEL：03（5435）0931（代表）　https://www.nichizeiren.or.jp
購読料（郵税付録共）：１か月200円／年極2,000円
（税理士会会員の購読料は会費の中に含まれています）
記章のバッジ

税理士法改正が実現

参議院本会議で可決・成立

法案の成立を見守る神津会長ら関係役員

より一層信頼される税理士制度の確立へ

税理士法改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」は３月22日、参議院本会議において、日本税理士会連合会及び日本税理士政治連盟の役員ら多数が見守る中、可決・成立した。平成26年以来の大幅改正となる今回の改正は、経済社会のデジタル化や税理士試験受験者数の減少への対応など、税理士制度が国民・納税者により一層信頼される制度として将来にわたり維持・発展していくための意義あるものと位置付けられよう。

法案を可決した参議院本会議

法案は、1月25日に閣議決定され国会に提出された後、2月1日に衆議院財務金融委員会に付託され、審議が開始された。両院で与党が過半数を占める状況の下、成立への道筋を順調にたどり、2月22日に衆議院本会議で可決、同日参議院に送付され、3月4日に参議院財政金融委員会に付託、3月22日の本会議で可決・成立するに至った。

令和4年度税制改正大綱で示された項目のうち、法律事項となったのは①税理士の業務の電子化等の推進②税理士名簿等の作成方法の明確化③税理士試験の受験資格要件の緩和④税理士法人制度の見直し（社員税理士の法定脱退事由の整備）⑤税務代理の範囲の明確化③税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化④税理士法人制度の見直し（業務範囲の拡充）⑤税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備⑥税理士試験受験願書等に関する様式の整備――については、政省令・通達で手当てされる。

今後は、4月1日から各改正項目が段階的に施行されることとなる。日税連は、既に着手している会則・規則等の見直し作業を進め、令和5年初頭の臨時総会での決定を目指す。

税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が、3月22日の参議院本会議で可決・成立いたしました。

税理士制度の淵源である税務代理士法の制定から80年という節目の年に税理士法改正が実現したことは、誠に感慨深いものがあります。関係国会議員並びに行政当局には、その都度適切なご助言、ご指導を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。また、各税理士会及び会員各位並びに日本税理士政治連盟におかれましては、税理士法改正の実現に向けて一致団結したご支援、ご協力を賜り深謝申し上げます。

平成26年税理士法改正以降、DXの進展やデジタル社会形成基本法の制定など、コロナ禍による影響も相まって、経済社会全体にデジタル化の波が大きく押し寄せています。また、税理士試験受験者数の減少傾向に歯止めがかからず、試験制度の見直しに加え、税理士制度が国民・納税者により一層信頼される制度として、将来にわたり維持・発展していくための制度改革の必要性が高まっていました。

時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて

日本税理士会連合会会長　神津　信一

今回の改正では、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、数多くの重要な見直しが行われました。

特に、税理士の業務のデジタル化については、改正電子帳簿保存法や電子インボイスへの対応等が喫緊の課題とされる中、税理士は、一事業者として、事業者を支援する専門家として、新しい時代に向けて先頭に立って納税者利便の向上と業務の改善進歩に取り組むとともに、テレワークやサテライトワーク等の業務執行の多様化に対応する必要があり、今回の改正は、その礎となる極めて意義のあるものであります。

また、受験資格要件の緩和については、受験へのファーストタッチを早めるための改正であり、就職活動が始まる大学3年次までに会計学科目に合格している状況が増加することを想定し、就職先や職業の選択において、税理士事務所や税理士に目が向く効果も期待されるところです。他方、合格までの所要年数が10年とも言われる課題については、本会は次なる税理士法改正に向けた検討に既に着手しており、試験合格者の質の維持とのバランスも踏まえて、引き続き検討を重ねてまいる所存です。

そのほかにも、税理士法人の業務範囲の拡充や懲戒逃れをする税理士への対応の強化など、税理士に対する信頼の向上を図るための改正項目が含まれています。

税理士の果たすべき社会的役割は、税理士法第1条に規定する「税理士の使命」に基づいて、申告納税制度を支え、国民の納税義務の適正な実現を図ることにあります。この理念にそって、税務に関する専門家として研鑽を重ね、税理士業務を遂行していくことが、税理士の存在意義を更に高めるとともに、ひいては税理士の社会的信頼の向上につながることとなります。このことを会員一人一人が強く意識し、改正税理士法の適正な運用に業界を挙げて取り組んでいかなければなりません。

会員各位におかれましては、今回の法改正を一つの契機として、税理士制度がより一層国民・納税者から信頼され、社会の期待に応え得る制度として高く評価されるために、専門家としての職責を自覚し、常に高度な使命感と倫理観を持って税理士業務を遂行されるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

税理士法改正を巡る主な経緯

≪平成29年≫

９月19日	会長が制度部に「次期税理士法改正に向けた検討について」を諮問

≪平成30年≫

５月23日	国税庁との意見交換
７月３日	国税庁との意見交換
12月５日	国税庁との意見交換

≪平成31年・令和元年≫

４月17日	制度部が会長に「次期税理士法改正に関する答申」を提出
５月13日	「次期税理士法改正に関する答申」に対する意見募集を開始
６月６日	国税庁との意見交換
10月４日	国税庁との意見交換
11月20日	国税庁との意見交換
12月19日	国税庁との意見交換

≪令和２年≫

１月23日	国税庁との意見交換
２月20日	国税庁との意見交換
３月15日	会報に「次期税理士法改正に関する答申」に対する意見募集結果を掲載
３月24日	国税庁との意見交換
６月22日	国税庁との意見交換
７月21日	正副会長会：経過報告、意見交換
８月７日	国税庁との意見交換
９月２日	財務省主税局・国税庁との勉強会
９月23日	正副会長会：経過報告、意見交換
９月25日	理事会：経過報告、意見交換
９月29日	財務省主税局・国税庁との勉強会
10月14日	国税庁との意見交換
10月26日	財務省主税局・国税庁との勉強会
11月19日	国税庁との意見交換
12月10日	令和３年度与党税制改正大綱の検討事項に税理士法改正が記載
12月10日	会長コメント「令和３年度与党税制改正大綱について」を公表
12月23日	国税庁との意見交換

≪令和３年≫

１月12日	会長コメント「新時代における税理士業務について」を公表
１月14日	国税庁との意見交換
１月14日	正副会長会：経過報告、意見交換
１月14日	常務理事会：経過報告、意見交換
１月27日	正副会長会：経過報告、意見交換
２月17日	財務省主税局・国税庁との勉強会
２月24日	正副会長会：経過報告、意見交換
３月12日	財務省主税局・国税庁との勉強会
３月24日	正副会長会：経過報告、意見交換
３月24日	常務理事会：経過報告、意見交換
３月25日	理事会：経過報告、意見交換
４月13日	財務省主税局・国税庁との勉強会
４月22日	正副会長会：「税理士法改正に関する要望書（案）」を報告、意見交換
５月20日	正副会長会：「税理士法改正に関する要望書」を協議決定
５月25日	財務省主税局・国税庁との勉強会
６月３日	常務理事会：「税理士法改正に関する要望書」を議決
６月23日	理事会：「税理士法改正に関する要望書」を議決（機関決定）
６月23日	財務省主税局長、国税庁長官に「税理士法改正に関する要望書」を手交
７月９日	国税庁との意見交換
７月15日	会報に「税理士法に関する改正要望書」の解説を掲載
８月３日	自由民主党税理士制度改革推進議員連盟総会
８月11日	関東信越税理士会との意見交換会
８月17日	会長コメント「令和３年度税理士試験について」を公表
９月１日	マルチメディア研修「税理士法に関する改正要望について」を配信
９月２日	公明党政策懇話会
９月３日	財務省主税局・国税庁との勉強会
９月６日	中国税理士会との意見交換会
９月13日	名古屋税理士会との意見交換会
９月15日	東京税理士会との意見交換会
９月15日	千葉県税理士会との意見交換会
９月16日	南九州税理士会との意見交換会
９月21日	国税庁との意見交換
９月22日	近畿税理士会との意見交換会
９月28日	正副会長会：経過報告、意見交換
10月４日	東北税理士会との意見交換会
10月12日	北海道税理士会との意見交換会
10月12日	国税庁との意見交換
10月15日	九州北部税理士会との意見交換会
10月18日	沖縄税理士会との意見交換会
10月19日	東京地方税理士会との意見交換会
10月19日	財務省主税局・国税庁との勉強会
10月20日	正副会長会：経過報告、意見交換
10月21日	四国税理士会との意見交換会
10月22日	東海税理士会との意見交換会
10月25日	全国経理教育協会との意見交換
10月26日	日本商工会議所との意見交換
10月27日	北陸税理士会との意見交換会
11月	自由民主党税制調査会所属議員への陳情
11月17日	正副会長会：経過報告、意見交換
11月18日	常務理事会：経過報告、意見交換
11月19日	日税連会長と日本公認会計士協会会長との会談
11月26日	自由民主党税理士制度改革推進議員連盟総会
11月30日	日税連会長、日税政会長等が鈴木俊一財務大臣と面会
12月10日	令和４年度与党税制改正大綱に税理士法改正が明記
12月10日	会長コメント「令和４年度与党税制改正大綱について」を公表
12月21日	正副会長会：経過報告、意見交換
12月22日	国税庁との意見交換
12月22日	理事会：経過報告、意見交換
12月24日	「令和４年度税制改正の大綱」が閣議決定

≪令和４年≫

１月５日	税理士法改正に係る資料を公表、各税理士会に送付
１月25日	「所得税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定、国会提出
１月27日	正副会長会：経過報告、諸規則変更スケジュールを確認
２月１日	「所得税法等の一部を改正する法律案」が衆議院財務金融委員会付託
２月３日	国税庁との意見交換
２月22日	「所得税法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決
２月24日	正副会長会：経過報告、意見交換
３月４日	「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院財政金融委員会付託
３月22日	「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立

各界からのコメント

自民党税理士制度改革推進議員連盟会長
宮沢　洋一

税理士業界の皆様のご努力が実り、この度の税理士法改正が成立したことを心よりお慶び申し上げます。

これを機に納税者との信頼関係を深め、納税環境の向上が図られることを望みます。

自民党税理士制度改革推進議員連盟前会長
元衆議院議長
伊吹　文明

価向上等の改正案成立は、国家財政を支える税理士活動には慶ばしいことです。

現場の折衝は広い教養に基づく、法律・通達の適用作業です。日々のご研鑽を。

①ＩＣＴ化対処、②人材確保、③社会的評

東京大学名誉教授
中里　実

今回の税理士法の改正により、税理士業務のデジタル化への対応を通じた納税者利便の向上その他の喫緊の課題への対応が行われたことは、極めて意味が大きく、日本税理士会連合会のご努力に敬意を表したいと思います。

日本公認会計士協会会長
手塚　正彦

税理士業務のデジタル化、多様な人材の確保のための試験制度の見直しなど、今回の税理士法改正は時宜にかなったものです。

貴会及び税理士の皆様が日頃から制度・業務に真摯に向き合ってきたことの賜物であると思います。

日本商工会議所会頭
三村　明夫

この度の税理士法の改正を心よりお喜び申しあげます。

税理士の皆様がデジタル化支援に取り組まれることで、わが国の喫緊の課題である中小企業のデジタル化と、それによる生産性向上が実現することを大いに期待しております。

日本政策金融公庫総裁
田中　一穂

税理士の皆様が要望されてきた税理士法改正が成立したことを、心よりお慶び申し上げます。

コロナをどうにか乗り越えて、先生方と公庫の連携を更に強固にし、小規模事業者・中小企業の発展に貢献したいと思います。

各改正項目の施行日・改正区分

今般の税理士法改正における各改正項目の施行日及び改正区分は次の通り。

①税理士の業務のＩＣＴ化推進の明確化／令和４年４月１日（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等の規定を新設）、令和５年４月１日（税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に税理士の業務の電子化に関する規定を追加）／法律

②税務代理における利便の向上／令和４年４月１日（税務代理の前提となる通知等の代理受領行為が税務代理に含まれることを明確化）、令和６年４月１日（税務代理に含まれない代理行為に係る代理関係を税務代理権限証書の中で明示できるようにするため様式を変更。税務代理関係が終了した場合の手続きを明確化）／規則、通達

③税理士会等の通知等の電子化／令和４年４月１日／政令

④電子記録媒体の見直し／令和４年４月１日／法律

⑤事務所規定の見直し／令和５年４月１日／通達

⑥受験資格要件の見直し／令和５年４月１日以後に行われる税理士試験について適用／法律

⑦税理士法人の業務範囲の拡充／令和４年４月１日／規則

⑧社員税理士の法定脱退事由の整備／令和４年４月１日／法律

⑨懲戒逃れをする税理士への対応の強化／令和５年４月１日以後の違反行為・事実について適用／法律

⑩質問検査権の対象範囲の拡大／令和５年４月１日以後に行う質問・検査等について適用／法律

⑪関係人等への協力要請制度の創設／令和５年４月１日以後に行う協力要請について適用／法律

⑫税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設／令和５年４月１日以後の税理士法違反行為・事実について適用／法律

⑬法33条の２に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定／令和６年４月１日／規則、通達

⑭税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し／令和４年４月１日／規則